

議事の公開について

平成 29 年 1 月 19 日（木）

1. 議事の公開について

- (1) 本検討会の配布資料及び議事要旨については、原則として検討会開催後速やかに公開する。ただし、他国との関係上取扱いを考慮する必要がある場合等、検討会において公開が不適切とされた資料は、非公開とする。
- (2) 本検討会及び議事録は公開することにより複数国とその内容を競うに当たって競争上不利益を被ることが懸念されることから非公開とする。ただし、検討会で合意された場合には、公開できることとする。

2. 非公開とする理由

厚生労働省が定める「審議会等会合の公開に関する指針」における審議会等会合の公開に関する考え方において、以下に該当する場合を除き公開することとされている。

- ① 個人に関する情報を保護する必要がある。
- ② 特定の個人等にかかわる専門的事項を審議するため、公開すると外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるとともに、委員の適切な選考が困難となるおそれがある。
- ③ 公開することにより、市場に影響を及ぼすなど、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。
- ④ 公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある。
- ⑤ 公開することにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。

本検討会では技能五輪国際大会の誘致について具体的な手法も含め検討を行うこととしており、技能五輪国際大会の誘致に当たっては、複数国とその内容を競うことが想定される。誘致の時期や内容が確定し、正式に提案を行うまでの間に詳細な情報が公開されることは競争上不利益を被ることが懸念されることから、検討会及び議事録は非公開とすることが適当。